

(4) 和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)(以下「時短協力金(第3期)」という。)の支給対象となっていない者であること。ただし、時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業とは別に、事業を営んでおり、当該事業において(2)及び(3)の対象要件を満たす場合は除く。

- 時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業を営んでいる事業者は本支援金に申請できません。
- 時短協力金(第3期)の要請期間のうち前期(令和4年2月5日から令和4年2月27日まで)、後期(令和4年2月28日から令和4年3月6日)のいずれかのみが支給対象の場合でも申請できません。
- 時短協力金(第3期)を申請していない場合でも、時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業を営んでいる事業者は本支援金に申請できません。
- ただし、時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業を営んでいる場合でも、その他に支給対象外の事業を営んでいる場合は本支援金の支給対象となる場合があります。その場合、時短協力金(第3期)の支給対象となっている事業に係る売上を除いて、支給申請要件を満たしていれば本支援金の申請が可能です。また、支給金額についても時短協力金(第3期)の支給対象となる事業に係る従業員は除くものとします(下記事例参照)。

【例1】 飲食店A(通常営業時間16時~23時)と飲食店B(通常営業時間10時~17時)を営んでおり、飲食店Aは時短協力金(第3期)の支給対象、飲食店Bは時短協力金(第3期)の支給対象外となる場合

→時短協力金(第3期)の支給対象となっている飲食店Aの売上を除き、飲食店Bのみの売上では支給要件を判断します。

また、支援金額算定の際にも時短協力金(第3期)の支給対象となっている飲食店Aで勤務する従業員は除き、飲食店Bの従業員のみで支給金額を決定します。

※ただし、同一店舗で昼営業と夜営業を分けて営業している場合は除きます。

【例2】 時短協力金(第3期)の支給対象となる飲食店の他に、小売業や宿泊業など他の事業も営んでいる場合

→時短協力金(第3期)の支給対象となっている飲食店の売上を除いた上で、小売業・宿泊業など時短協力金(第3期)の支給対象外^①の事業に係る売上合計等により支給要件を判断します。支援金額算定の際にも、時短協力金(第3期)の支給対象となった飲食店で勤務する従業員は除くものとします。

例えば、宿泊業を営んでおり、その宿泊施設内のレストランが時短協力金(第3期)の支給対象となっている場合、当該レストランの売上を除いて支給要件を判断します。また、給付金額算定の際にも当該レストランで勤務する従業員を除くものとします。